

九鬼隆一の「地方博物館設立ノ必要ナル理由」

山口卓也

明治維新政府の文部官僚、貴族院議員、男爵で、文化財保護や博物館開設に尽力した九鬼隆一（1850～1931）は、1900（明治33）年、帝国博物館総長を辞した直後、出身地で自ら会長を務める兵庫県有馬郡同郷人雑誌「有馬會雑誌」第五号に、「地方博物館設立ノ必要ナル理由」を發表し、のちに九鬼の所蔵美術品を展示する私立有馬會三田博物館を開設する。この論説は、国立の中央博物館と対になるべき地方博物館の担うべき重要な機能と必要性を指摘したものであるが、出身地の兵庫県有馬郡三田町に、実際に私立地方博物館を開設したことは、日本の博物館史上ほとんど注目されてこなかった（NPO 法人歴史文化ネットワークさんだ2014）。筆者は、先に関西大学博物館の本山コレクションの形成した大阪毎日新聞社長本山彦一と九鬼の交流と慶應人脈、私立有馬會三田博物館について論究した（山口2020）が、九鬼の論説は重要と考えるので、本稿で「地方博物館設立ノ必要ナル理由」の全文を掲載する。

1900（明治33）年の九鬼の論説の趣旨は6節で、第一に「歴史上必要ナル事」、第二に「地方産業上必要ナル事」、第三に「地方遺物ノ散佚ヲ防ク事」、第四に「地方精神ヲ維持スル事」、第五に「地方遊覽ノ資タル事」、第六に「國家博物館ト連絡スル事」が掲げられる。地方博物館にとって、第一に各地の独自の文化や歴史的

遺物の保存・公開の必要があること、第二に地方の産業のため、近代化が進む中でも地方色を維持する展示場所・博物館が必要であること、第三に地方遺物の散逸防止のため、神社・寺院・旧家等からの名品の数々を収蔵・公開する必要があること、第四に地方精神を維持し、地方独自の精神や特質、先人偉人の顕彰や、遺物の保管・公開する必要があること、第五に観光資源として地方博物館で観光客の知識と興味歓楽に供すること、第六に中央博物館と連携し、展示資料の性質や大きさを勘案して配置を調整する必要があること、中央博物館と小さな地方博物館が相まって役割分担してこそ日本の文物（文化財）を広く開示できることを述べている。一瞥して、地域の文化財の散逸を防いで保存保護し、さらに地方色・地方精神の特質や先人顕彰、観光資源、地方産業振興などが取り上げられており、現在の自治体立の地域博物館に通底した役割と機能が含まれていることがわかる。さらには、地方博物館と中央の国立博物館が収蔵や展示などで役割分担してネットワークすることによる機能重層化も期待するものとなっており、九鬼の地方博物館設立の論説は、ようやく国の博物館整備が進みつつあった明治中期にあって、きわめて先進的なものであった。明治時代は博覧会、勸業博覧会の時代でもあり、明治時代後半には公設の地方産業勸業展示館園・物産館の設置も進むが、地方博物館は、やや遅れて概念提示が行われたことになる。

九鬼隆一は、中央博物館に対置・連携する地方博物館として、1914（大正3）年、私立有馬會を母体に、図書館に続いて大正記念三田博物館を設立する。大正天皇の即位を記念した命名であったという。建物は、旧有馬郡役所を改築した2階建て洋風造りで、九鬼が集めた伊藤若冲、雪舟らの日本画など絵画129点、仏像14点、木札1点、古壺186点、平鉢18点、その他111点、約500点が展示され、入館料は20銭であったという。内容的に三田博物館は、九鬼の「個人美



第1図 九鬼隆一 第2図 有馬會雜誌第5号 1900年

術館」であったことがわかる（三田博物館1915～17）。1900年の提言に沿う考古学や地域史、産業などの展示があったかは窺えない。あくまで九鬼の個人コレクションを「開陳」する構成だったようだが、地元有志団体の「地方博物館」である大正記念三田博物館の展示内容が、実際に三田という地域の歴史や美術にどこまで根差していたかは、今後研究の余地がある。有料であったことと、九鬼個人所有の美術品が中心であったことなどから、かならずしも入館者は多くなかったらしい。このような三田博物館の内容は、やや不満が残ったような状況で帝国博物館総長を辞した直後に発表された地方博物館設立構想との間に大きな落差があって、九鬼の個人的な美術嗜好に回帰したものである可能性が高い点を指摘しておきたい。

【参考文献】

三田博物館 1915～17 『三田博物館出陳図録』 3巻 抄本1巻
 NPO 法人歴史文化財ネットワークさんだ 2014 『さんだ人物誌』
 山口卓也 2020 「大正記念三田博物館と九鬼隆一」『関西大学なにわ大阪研究』 第2号

論説 地方博物館設立ノ必要ナル理由

九鬼男爵 口授 藤谷 説 筆記

第一 歴史上必要ナル事

本邦ハ 皇統一系ノ國牀ニシテ歴史上貴重スヘキ事蹟頗ル多シ從テ其遺物ニ富メル 亦各國ニ比類ナシ然シテ歴世皇恩ノ各地方ニ沾被スルヤ各自其特色ニ依リテ以テ全國ノ文化ヲ發揚セシナリ則チ九州ニアリテハ古代外交ノ事跡ヲ存留シ紀州高野山ニ於テハ空海時代ノ遺物ヲ徵スニ足リ藝州嚴島ニ於テハ平氏ノ興隆ヲ想見スヘク河内ニ於テハ南朝ノ遺風ヲ尋ヌヘク陸中ノ平泉ニ於テハ藤原氏ノ文物ヲ考證スヘシ鎌倉モ亦覇府勦建ノ土地トシテ百五十年間ノ文明ヲ保チ自ラ歴史上別種特色ヲ有ス此等歴史上ノ遺物ヲ湮滅セシメス其遺物ニヨリテ事蹟ヲ開示スルヲ得ルハ我國ノ文化ヲ發揚スル所以ナリ 嘗ニ奈良京都東京カ皇都ノ文質彬々ヲ知ルノミニアラサルナリ

第二 地方産業上必要ナル事

地方ニ於テハ其必要ト境遇ニヨリ各特殊ノ産業ヲ顯シ其製作風趣大ニ見ルヘキモノアリ將來ニアリテモ猶獨特ノ趣致ニヨリテ之ヲ發達セシムルノ必要アリ然ルニ維新以來全國ノ趨勢主トシテ都門ニ集注シ各地ノ物産ハ自ラ一定ノ儀型ニ入ラントスルハ一面ニ於テ惜ムヘキモノトスレ必竟地方從來ノ趣致ヲ涵養スヘキ淵原ナキニ原因スルノミ今日地方ノ工業ニ従事スル者ハ尤参考品標本等ニ缺乏ヲ感シ陳腐ノ形式ヲ趁フニアラサレハ都下ノ雜駁ナル流行ニ伴ハント

スルニ過キス故ニ地方博物館ヲ設ケ其特色ヲ示スヘキ参考品標本ヲ陳列シ以テ製作家ノ資料ニ供スルハ地方ノ一大要務ニ属セリ

第三 地方遺物ノ散佚ヲ防ク事

地方ノ神社寺院舊家豪族等ノ名品ノ珍襲セララルモノ少カラスト雖其保存法ニ於テ欠点ナキニアラス且玉石混淆シ希代ノ大作ヲシテ往々湮滅散逸セシムルモノ多シ古代美術品ノ如キハ其保存法ニ於テ頗ル注意ヲ要スヘキモノナリ故ニ適當ノ館厦ヲ作り之ヲ収蔵シ常ニ修理ニ注意シ併セテ衆庶ノ觀覽ニ供スルハ徒ニ筐底ニ秘シテ蠹鼠ノ害ニ遭フニ比シテ其世溢タル果シテ如何ソヤ

第四 地方精神ヲ維持スル事

全國交通ノ便利ノ開クルト共ニ一種危險ナル現象ハ中央集點ニ支配サレ地方觀念ノ消磨スル事實是ナリ世界的ノ普通性ヲ傳播スルハ日新ノ世運ニ於テ固ヨリ必要ナリト雖此レト同時ニ各地方ノ精神ヲ鞏固ニシ郡村相頼リ郷黨相親シミ地方其モノノ特質ヲ失ハシメザルハ是亦必要ナリ而シテ地方觀念ノ根據ハ能ク偉人傑士ノ成蹟ヲ其遺物等ニヨリテ表明皎著ニシ民心ノ因リテ繫ル所ヲ示スニ如クハナシ是レ地方博物館ノ今日ニ欠クヘカラサル所以也

第五 地方遊覽ノ資タル事

地方山川ノ名勝ハ大ニ遊覽ノ資タリト雖其地ニ美觀ヲ添ヘ可キ遺物古跡アルハ又幾層ノ行樂ヲ促スノ有力ナル資料タリ若シ地方博物館ノ設立ヲ見ルノ運ニ至ラハ行樂者ヲシテ皆之レカメ學問ト快樂トヲ兼ネテ日本帝國文化ノ主義ヲ一層深く感セシムルアラン

第六 國家博物館ト連絡スル事

中央博物館ヲ東京京都奈良ニ設ケラレ本邦古代ノ歴史美術ヲ窺ウ便利アリト雖巨大ノ製作物ハ固ヨリ之ヲ中央ニ移轉スベキニアラス又許多ノ物品ハ到底收容スルノ方法ナシ而シテ歴史的ノ物品ハ其存在ノ地方ヲ離レテ却テ價值ヲ減スル恐レアリ故ニ中央博物館ノ外各地方ニ博物館ヲ設立シ大小相須チテ以テ我國ノ文物ヲ開示スルハ尤必要ナリトス
 ※一部旧字や送り仮名などを改変



第3図 九鬼隆一「論説 地方博物館設立ノ必要ナル理由」

有馬會雜誌 第五號 明治三十三年五月廿九日發行
 發行所 有馬會事務所 東京市小石川區白山御殿町一二七
 藤谷説方
 編輯兼發行人 小田綱太郎 東京市麴町區土手三番町二十三番地

関西大学博物館学芸員